

「ハンセン病市民学会全国交流集会 in 長野」開催に向けたオンラインセミナー II

「ハンセン病問題の現状と課題 教育・啓発」

報告要旨

ハンセン病市民学会事務局長

訓覇 浩

I ハンセン病問題の現状と課題 被害とその回復

①隔離政策が奪ったもの

- ・「人生被害」という言葉

→「比類なく深く」「ひとりひとりの全人格、全人生にわたる」被害

「原告らは、それぞれに四〇年あるいは五〇年更には六〇年余の長きにわたって沈黙を強いられてきました。苦痛と屈辱を、また悲嘆と絶望とを自らの身の奥深く刻み込み塗り込めて生き続けることを強いられてきました」

②被害回復とは

- ・「明らかに被害を受けた人々にとって、心の底から納得できる解決とは何かを明確にし、行動に移すこと」
- ・「ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。」

③隔離政策の被害と現状の課題

- ・入所者の被害と課題
→安心して療養所で生活できるには程遠い状況
- ・退所者の被害と課題
→ほとんどの人が、自らの歴史を隠して生きねばならない状況
地域社会での医療、介護への不安
- ・家族の被害と課題
→ハンセン病家族訴訟によって明らかになったこと

II ハンセン病問題の現状と課題 教育・啓発における課題

①ハンセン病家族訴訟判決から明らかになったこと

- ・「内務省及び厚生労働省が実施してきたハンセン病隔離政策等により、ハンセン病患者の家族が大多数の国民らによる偏見差別を受け一種の社会構造を形成し、差別被害を発生させた」
- ・厚生労働大臣のみならず、法務大臣、文部科学大臣の違法性が認められた。
→これらの持つ啓発、教育における重要性
- ・「偏見は誤解ではないので、正しい知識を与えられても即座に解消するとは限らない」
→ではどういう教育・啓発が求められるのか
- ・過去の啓発パンフレットの問題点
→「ハンセン病を正しく知る」→「ハンセン病問題を正しく知る」など
- ・差別と闘う主体の確立
→どういう主体か

②感染症法等の改正問題について

- ・コロナ下における新しい、「病」に関する差別
- ・これまでのハンセン病問題に関する教訓が活かされていない国、社会
→このことも、今後の教育・啓発における大きな課題